

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																										
		1. 就学援助制度の周知方法																																										
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)											(3) 就学援助(要保護・要支援)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)									(5)就学援助(要保護・要支援)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)									(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)				(8) (7)の力の内容									
ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報等に制度を掲載	ウ. 就学案内の案内に載せたり、又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学支援課の窓口に配布	オ. 学校の入学説明会や就学援助制度の書類を配布	カ. 学校に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年12月までに学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やボランティア等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他	(2) (1)のコの内容				ア. 申請を提出し、申請の受理を受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年次当初分から提出	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定員以降分から提出	エ. 各学期で随時提出し、各学期開始から提出	オ. その他	(4) (3)のオの内容・補足事項					ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校に提出	エ. 申請の希望にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の希望にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の希望にかかわらず、全員が学校に提出	キ. その他	(6) (5)のキの内容					ア. 目にはやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる児童・生徒の目安額等を記載	エ. 各年度の年間総額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	(8) (7)の力の内容		
25	25	22	11	11	9	14	13	22	0	1	6	6	0	0	23	0	2	2	9	2	16	0	0	0	2	2	9	0	13	14	1	4	4											
京都府	伊根町					○		○	○						○						○									○														
京都府	与謝野町	○		○				○		○		就学時健康診断の結果を送付する際に、同時に案内を配布している。			○						○									○														
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	○		○				○							○						○										○													
京都府	相楽東部広域連合	○	○					○	○						○						○										○													

[illegible]

[illegible]

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について																							2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び要要保護)										3. 家計急変世帯の認定について(要要保護)																																																					
		令和5年7月時点の市区町村の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																							(1) 当てはまるもの1つに○										(2) (1)のキの内容																																																					
		＜中学校＞ (1) 実施・検討状況について							＜中学校＞ (3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期							＜中学校＞ (4) (1)でアと回答した場合の支給時期(複数回答している場合は最初の時期)							＜中学校＞ (5) (1)でウと回答した場合のその理由(あてはまるもの全てに○)							ア. 従前より家計急変世帯の認定を行う基準としており、その際と同様の基準により認定															イ. 新たに認定基準等を整理し、その基準により認定							ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援							エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応							オ. 新たに認定基準を整理すること							カ. その対象者がいない							キ. その他								
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ. 入学前支給を行っていない	エ. そもそも新入学学用品の費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	＜中学校＞ (2) (1)の力の内容							ア. 令和4年度(令和5年度新入学分)以前	イ. 令和5年度(令和6年度新入学分)	ウ. 令和6年度(令和7年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 8月	ウ. 9月	エ. 10月	オ. 11月	カ. 12月	キ. 1月	ク. 2月	ケ. 3月	コ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. (入学前支給とは異なる)自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	＜中学校＞ (6) (5)のエ及びオの内容																																																						
25	25	24	1	0	0	0	0	0	24	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2	10	1	0	0	0	0	0																																																
京都府	京都市	○							○														○										○																																																							
京都府	福知山市	○							○													○											○																																																							
京都府	舞鶴市	○							○													○												○																																																						
京都府	綾部市	○							○													○												○																																																						
京都府	宇治市	○							○													○												○																																																						
京都府	宮津市	○							○													○												○																																																						
京都府	亀岡市	○							○													○												○																																																						
京都府	城陽市	○							○													○												○																																																						
京都府	向日市	○							○													○												○																																																						
京都府	長岡京市	○							○													○												○																																																						
京都府	八幡市	○							○													○												○																																																						
京都府	京田辺市	○							○													○												○																																																						
京都府	京丹後市	○							○													○												○																																																						
京都府	南丹市	○							○													○												○																																																						
京都府	木津川市	○							○													○												○																																																						
京都府	大山崎町	○							○													○												○																																																						
京都府	久御山町	○							○													○												○																																																						
京都府	井手町		○								○																							○																																																						
京都府	宇治田原町	○							○													○												○																																																						
京都府	精華町	○							○													○												○																																																						
京都府	京丹波町	○							○													○													○																																																					

[illegible]

[illegible]

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について																																(2)補足事項											
		7. 令和5年度主要保護就学援助額																																											
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																											
		(1) 費目毎の援助額																																											
学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費															
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限 額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項						
25	25	24	0	0	3	3	3	20	20	2	2	24	0	0	2	2	2	22	22	0	0	11	9	9	2	2	2	0	0	1	9	24	16	16	7	7	7	0	0	1	3	12			
京都府	京都市	○					○	11630			○					○	54060			○	○	14914									○		○	22690	18954								小学校の校外活動費(宿泊を伴わないもの)については、平成11年度から現在と同じ単価であるが、調査をしたものの設定額後の資料は既に残っていないため不詳。ただし、それ以降は繰り越してあり、今後も国の単価と同額になるまでは繰り越す予定。		
京都府	福知山市	○					○	※	○	通学用品費と合わせて単価設定	○					○	54060			○	○	0									実績なし	○	○	26362								・通学用品費は学用品費と合わせて13,896円支給。(1年生:11,628円、2～6年生:13,896円) ・校外活動費(宿泊を伴わないもの)の上限は3年生:2,000円、4年生:3,000円、5年生:3,500円とし、福知山市の実態に合わせてものになっている。			
京都府	舞鶴市	○					○	11630			○					○	54060															○	○	13874											
京都府	綾部市	○					○	13900			○					○	54060																○	○	24862										
京都府	宇治市	○					○	11630			○					○	54060				○	○	0									実績なし	○	○	21029								通学用品費は第1学年を除く学年に支給。		
京都府	宮津市	○					○	11630			○					○	54060																○	○	31458								オンライン学習通信費について、ルーターを市から貸与している世帯は14,000円、貸与していない世帯は7,000円を援助		
京都府	亀岡市	○					○	11630			○					○	54060			○	○	42410										○		○	22690	18227									
京都府	城陽市	○					○	11630			○					○	54060			○			○	40020	0						実績なし	○	○	16677											
京都府	向日市	○					○	11630			○					○	54060			○	○	29820											○	○	18608										
京都府	長岡京市	○			○	11630	10898				○		○	54060	54060																	○	○	20385									・学用品費と通学用品費について本市では合算して支給しているため、総額から平均を算出し、按分して記入。 ・医療費については、医療券を発行し保護者へ配布、後日、医療機関から請求があり、医療機関へ直接支給。		
京都府	八幡市	○			○	※	14758				○					○	54060																○		○	22690	20425						1年生の学用品費上限額は、13,230円 その他学年の学用品費上限額は、15,500円 通学用品費、校外活動費(泊なし)は学用品費に含む		
京都府	京田辺市	○					○	11630			○					○	51060																○	○	19370								校外活動費(宿泊を伴わないもの)単価が2,800円の理由: 国の要保護補助金の予算単価(1,600円)に、市単費での上乗せ(1,200円)を支給している。 なお、市単費分は、要保護児童にも支給している。		
京都府	京丹後市	○					○	11630			○					○	54060			○	○	0									実績なし	○	○	27742											
京都府	南丹市	○					○	11630			○					○	54060			○	○	0										実績なし	○	○	24782										
京都府	木津川市	○					○	11630			○					○	54060																○	○	17027										
京都府	大山崎町	○					○	11630			○					○	54060																○		○	22690	18488						体育実技用具費は支給費目になっているが、対象となる実技(スキー)を行っていない。		
京都府	久御山町	○					○	11630			○					○	54060			○	○	0									実績なし	○	○	22690									R5予算額		
京都府	井手町	○					○	11630			○					○	54060											○			町施策での援助	○	○	18504									通学用品費は1年生時支給なし、クラブ活動費は3年間の合計で上限2,760円支給、オンライン学習通信費は1世帯で14,000円支給		
京都府	宇治田原町	○					○	11630			○					○	54060																○	○	19754									オンライン学習通信費 R5から対象	
京都府	精華町	○					○	11630			○					○	54060			○			○	40020	0						実績なし	○		○	22690	19308									
京都府	京丹波町	○					○	11630			○					○	54060			○	○	0										実績なし	○		○	22690	20613								

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																										
		7. 令和5年度主要保護就学援助額																																										
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																										
		(1) 費目毎の援助額																																(2)補足事項										
		学用品費											新入学児童生徒学用品費等											通学費												修学旅行費								
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項					
25		25		24	0	0	3	3	3	20	20	2	2	24	0	0	2	2	2	22	22	0	0	11	9	9	2	2	2	0	0	1	9	24	16	16	7	7	7	0	0	1	3	12
京都府	伊根町	○										○	○		○					○	54060												○								○	○	教材費、修学旅行費及び学校給食費については、教育費無償化事業により対応している。伊根町就学援助規則では、クラブ活動費と生徒会費も支給費目としているが、小学校は該当がない。	
京都府	与謝野町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	24481										
京都府	与謝野町宮津市中学校組合																																											
京都府	相楽東部広域連合	○			○	11630	11630				○		○	54060	54060																	○		○	22690	0							実績なし	PTAが4,800円で国の要保護補助金の予算単価より金額が高い理由は、管内小学校の児童数減少の影響で4,800円を保護者負担となっていたため。相楽東部広域連合就学援助費交付要綱を改正したため。

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について																														8. その他													
		7. 令和5年度要保護就学援助額																																											
		2. 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																											
		(1) 費目毎の援助額																												(2)補足事項															
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																			
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項						
25		25	0	0	3	3	3	21	21	2	2	25	0	0	2	2	2	23	23	0	0	12	10	10	2	2	2	0	0	1	7	25	17	17	7	7	7	0	0	1	3	13	2		
京都府	伊根町	○								○	○	○					○	60000													○									○	○			教材費、修学旅行費及び学校給食費について は、教育費無償化事業により対応している。	
京都府	与謝野町	○						○	22730			○					○	63000													○	○	51800												
京都府	与謝野町宮津市中学校 組合	○						○	22730			○					○	63000													○	○	54070												
京都府	相楽東部広域連合	○			○	22730	22730					○		○	60000	60000															○			○	60910	0						実績なし	PTAが4,800円で国の要保護補助金の予算単 価より金額が高い理由は、管内中学校の生徒 数減少の影響で4,800円を保護者負担となっ ていたため。相楽東部広域連合就学援助費交付 要綱を改正したため。		